

04

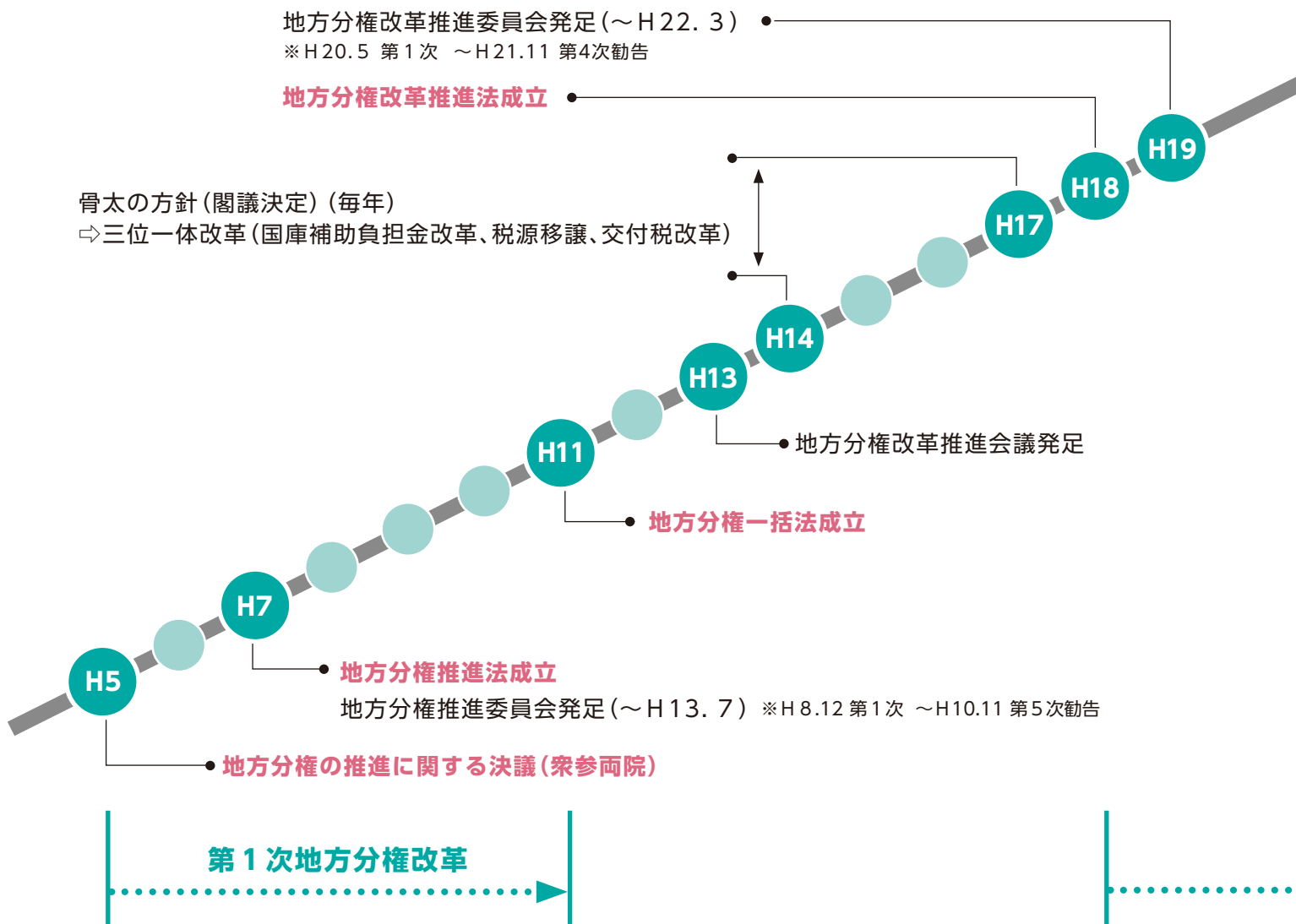
地方分権改革・提案募集方式の参考情報

1

地方分権改革のあゆみ

第1次地方分権改革の概要

- **機関委任事務制度の廃止と事務の再構成**
機関委任事務制度とは、都道府県知事や市町村長を国の機関として国の事務を処理させる制度
- **国の関与の新しいルールの創設**
国の関与の法定化など
- **権限移譲**
国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲
- **条例による事務処理特例制度の創設**
地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度



第11次一括法成立

(義務付け・枠付けの見直し等)

第10次一括法成立

(都道府県から指定都市への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

第9次一括法成立

(都道府県から中核市への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

第8次一括法成立

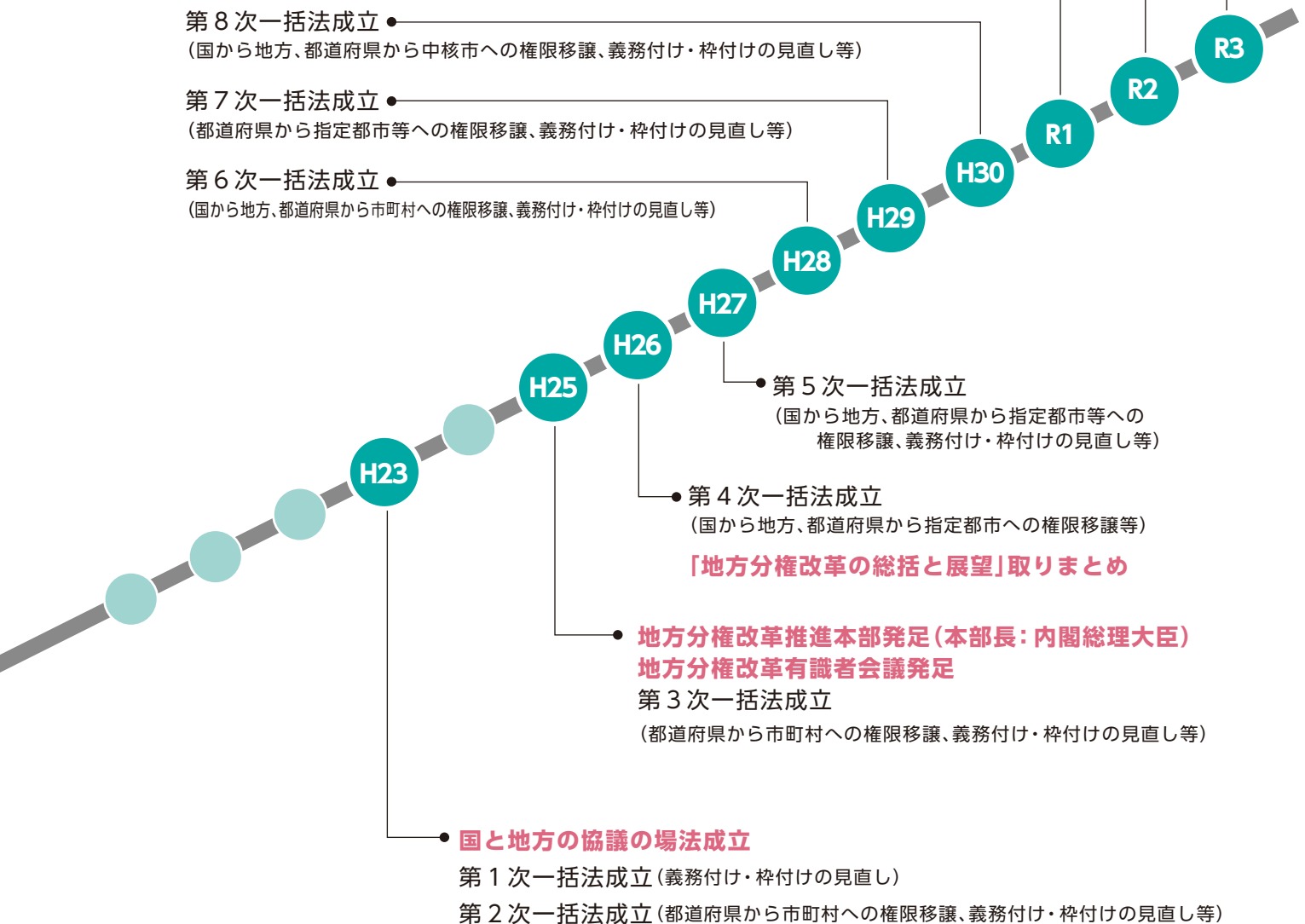
(国から地方、都道府県から中核市への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

第7次一括法成立

(都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

第6次一括法成立

(国から地方、都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)



第2次地方分権改革の概要

- 地方に対する規制緩和
(義務付け・枠付けの見直しなど)
- 国から地方への事務・権限の移譲
- 都道府県から市町村への
事務・権限の移譲など

提案募集方式の概要

- 個性を活かし、自立した地方をつくる
- 委員会勧告方式に代えて、地方の発意に根
ざした新たな取組として、個々の地方公共
団体等から提案を募集し、提案の実現に向
けて検討

第2次地方分権改革

提案募集方式 (H26~)

2

提案募集方式のこれまでの実績

① 実現に至った提案例

(1) 提案どおりに実現

CASE
1

放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し

<提案団体> 全国知事会／全国市長会／全国町村会等(のべ145団体)

法律改正
(平成29年の事例)

放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の資格と員数については、国の基準に従い条例で基準を定めることとされていましたが、児童福祉法が改正され、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直され、国の基準を十分参照した上で、市町村の責任において地域の実情に合った基準を定めることが可能になりました。

従うべき基準を参酌化したことで、市町村の責任において質を確保しつつ、地域の人材を放課後児童支援員として活用したり、利用児童の数や開設場所等の運営状況に応じて人員体制を工夫するなど、地域の実情に応じて柔軟に事業を運営することが可能となり、放課後児童クラブの継続的・安定的な運営につながることで期待されます。

提案実現前

放課後児童クラブの従業者(=放課後児童支援員)の資格と員数が「従うべき基準」として規定されている

大都市でも過疎地でも全国一律で、必ず国の基準に合わせなければならない

資 格	保育士等の基礎資格＋一定の研修受講
員 数	支援の単位 (おおむね40人以下)ごとに2人以上

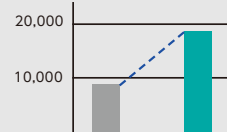
支 障

放課後児童クラブのニーズは増加、その一方で地方では人材確保が難しい

放課後児童クラブの継続的・安定的な運営が困難

資格	子育て経験が豊富な方も、国の基準に該当し、都道府県知事等の実施する研修を受講しなければ放課後児童支援員になることができない
員数	利用児童数が多い場合でも少ない場合でも、一律に放課後児童支援員等を2人以上配置する必要

待機児童数の推移

平成25年 平成30年
8,689人 17,279人

見直し

提案実現後

地方の創意工夫を活かすために「従うべき基準」を参酌化

国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定められる

効 果

- 国の基準には該当しないが、市町村長が適当と認めた方が放課後児童支援員になることが可能に
- 利用児童の数や開設場所など、地域におけるクラブの運営状況に応じて、必要な人員体制を市町村自らが定めることが可能に

市町村の責任において質を確保することを前提に地域の実情に応じた運営の工夫ができる

(2) 提案の一部が実現、当初とは異なる形で決着

CASE
2

市町村水道事業の認可・監督権限の都道府県への移譲

<提案団体> 福島県／愛知県／大阪府／和歌山県／鳥取県／広島県／中国地方知事会

政令改正
(平成26年の事例)

業務の監視体制や重要施策(耐震化、長期的視点での資産管理等)の実施状況に都道府県間でばらつきがあり、一律の権限移譲は困難であったことから、手挙げ方式(希望する地方公共団体に選択的に移譲)を導入しました。

提案実現前

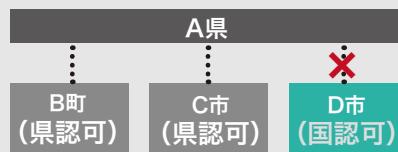
水道事業の認可・監督権限が国と都道府県に分離
(カッコ内は平成24年度の認可対象事業者数)

給水人口5万人超	国 (約400 ^(※))
給水人口5万人以下	都道府県 (約7,000)

※水利調整を要しない水道事業は全て都道府県認可

支 障

都道府県内の水道事業の
一体・広域的監督が困難



見直し

提案実現後

水道事業基盤強化計画(仮称)を策定し、
業務の監視体制を十分に整える都道府県に対し権限移譲(手挙げ方式)

給水人口5万人超	水利調整が必要	国 (約100)
	都道府県内で水利調整が完結 ^(※)	希望する都道府県(手挙げ方式) (移譲対象となり得るもの: 約300)
給水人口5万人以下		都道府県 (約7,000)

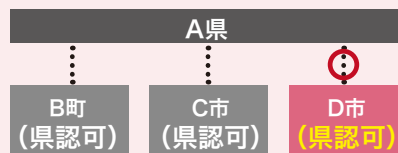
※ 都道府県が経営主体であるものは移譲対象外

※ 都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業は、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合に移譲対象となる

効 果

都道府県主導で各水道事業に共通の
以下のような課題を解決

- 水需要の減少に伴う経営合理化
- 老朽化施設の更新・耐震化



(3) 現行の規定で対応可能であることを通知により明確化

CASE
3

里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化

＜提案団体＞ 鳥取県／日本創生のための将来世代応援知事同盟

通知

(令和元年の事例)

里帰り出産等の際に里帰り先で一時預かり事業を利用しようとした場合、地方公共団体の児童福祉法の解釈によっては、住所地の保育所等を退所するよう求められることがあるという支障について、提案団体が事例を用いてわかりやすく主張したことに加え、提案実現の効果についても、地方公共団体にとってのメリットだけでなく、利用者が保育所等を退所せずに利用できるといった利用者目線のメリットを示すことができました。

提案実現前

里帰り先の市町村で一時預かり事業を利用する場合、
住所地の市町村の保育所等を退所する必要があるのか不明確

「一時預かり事業の対象児童」とは：主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、または在籍していない乳幼児

支 障

住所地の保育所等を退所するよう求められることがあるが、出産後再度入園できるとは限らないため、里帰り先で一時預かり事業を利用しにくい

見直し

提案実現後

住所地の市町村の保育所等を退所しなくても、
里帰り先の市町村において一時預かり事業を利用できること等を明確化

効 果

- 退所しなくても利用でき、保護者の心理的負担が軽減
- 里帰り出産も選択肢の一つとなり、子育て世帯のニーズに対応

② 実現に至らなかった提案例

地方から受け付けた提案の中には、実現しなかった提案もあります。地方側に意見の相違があり結論を得ることが困難であった、地方分権の視点だけでは実現が困難だったことなどが理由となっています。

提案年	権限移譲 or 規制緩和	提 案	備 考
(1) 地方側で意見に相違があり、結論を得ることが困難であった提案			
H26	権限移譲	自衛隊に対する災害派遣の権限の都道府県知事から市町村長への移譲	知事会と市長会で意見の相違あり
H29	権限移譲	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の都道府県から指定都市への移譲	都道府県と指定都市で意見の相違あり
(2) 地方分権の視点だけでは実現が困難な提案			
H29	規制緩和	期日前投票所の閉鎖時刻の繰上げ	すべての期日前投票所の終了時刻の繰上げを可能とすることについては、有権者の投票機会を狭める事態につながるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。
H30	規制緩和	工事または製造の請負に関し、随意契約ができる金額の見直しを求める提案	機会均等、公正性、経済性の観点から慎重な検討が必要であり、対応困難
(3) 影響が大きく、支障事例の整理や提案実現に伴うデメリットの克服などがさらに必要であり、短時間で結論を得ることが困難であった提案			
H26	規制緩和	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	災害上危険な区域であれば、住居についても安全な地域への移転に努めるべきと考えられ、また、施設や住居を合わせて移転することがまちづくりの観点から望ましいと想定されることなどの問題点があると考えられている。
H30	規制緩和	建築主事の資格要件に二級建築士を加えるよう求める提案	必要な知識や技能が担保されず、建築物の安全性を正確に判断できないおそれがあることから、対応困難

CASE 4

自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等

<提案団体> 新篠津村

提案の概要

市町村は子どものための教育・保育給付にあたって、保育の必要性の認定を行わなければならない

保育の必要性の認定は、内閣府令や通知による留意事項を踏まえ、保護者の就労状況等に応じて、市町村の判断により行う

⇒ 自営業の子ども認定に際する全国の事例やモデルケースの周知を求める



実現に至らず

保育の必要性の認定は市町村の判断により行えるが、国からモデルケースなどを示した場合に「示された事例以外の状況の場合には認定できない」といった誤解を生む可能性があり、かえって市町村の裁量を狭めてしまうおそれがある

③ 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に関係府省と調整するとされた提案例

過去の提案の中には、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に関係府省との調整の対象とすることとされた提案があります。直近の閣議決定で見直しが決定されている制度に関する提案や、制度改正等による効果や現行制度の支障等を具体的に示せなかった提案があてはまり、調整の対象外となります。

ただし、これらは改めて具体的な支障事例等が示された場合は調整の対象となります。例えば、以下の案件のとおり、平成30年の提案においては、実際にどのような支障が生じているのかが具体的に示されていませんでしたが、令和2年の提案においては、「複数の事業所が休止している」という具体的な支障事例が示されたため、調整対象となりました。

CASE
5

訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し

<提案団体> 鳥取県

現 状

都道府県は、訪問看護ステーションに置くべき看護師等の員数の基準を、厚生労働省令で定める基準に従い、条例で定めなければならない

【厚生労働省令で定める基準】

常勤換算で2.5人以上

支 障・
検 討 結 果

<平成30年の提案>

- 中山間地域の事業所をはじめとして、所定の人員を確保するのが難しいケースがある
- ⇒ 具体的な支障事例が示されなかったことから「改めて支障事例が具体的に示された場合等に関係府省と調整する提案」として整理

<令和2年の提案>

- 人員基準を満たせないことにより、県内で複数の事業所が休止している
- ⇒ 具体的な支障事例が示されたことから「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として整理

見直し

対応方針

- 「従うべき基準」を見直すことについて検討 ※令和4年度中に結論を得る
- 当面の措置として、介護サービスの確保が著しく困難である地域等における特例制度※について、市区町村の活用に資するよう、市区町村の意向を踏まえた対象地域の追加指定等を実施

※特例制度：「特例居宅介護サービス費（指定居宅サービス等の確保が著しく困難である離島等（厚生労働大臣が定める地域）の被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合（市区町村が必要と認める場合に限り）に受給できるサービス費）」を措置すること

効 果

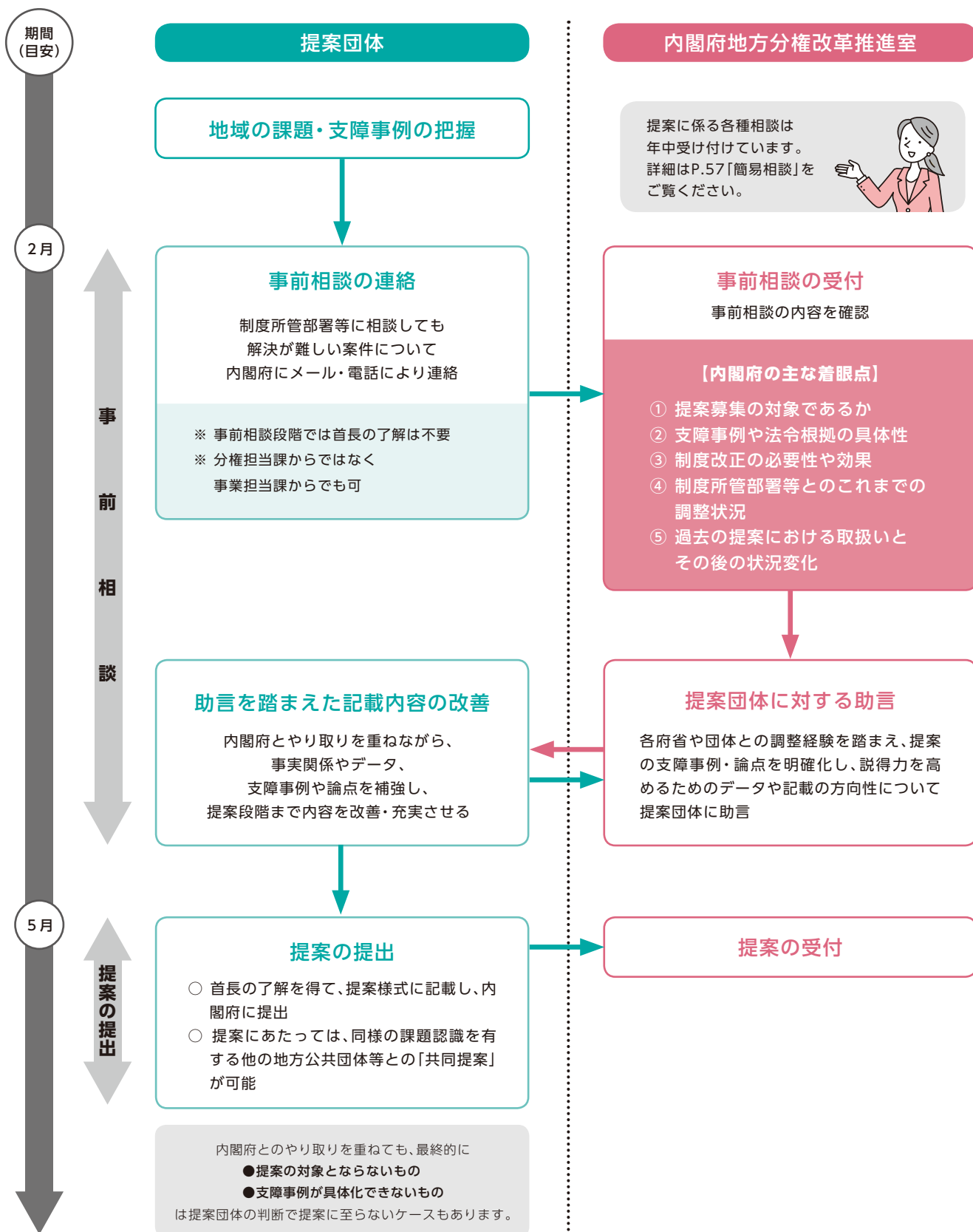
利用者への安定的な介護サービスの提供を確保

人員基準を満たせないことによる訪問看護ステーションの廃止・休止を防ぐ

3

提案までの手続

提案団体が地方分権改革に関する提案を行う前に、内閣府に事前相談を行っていただく必要があります。

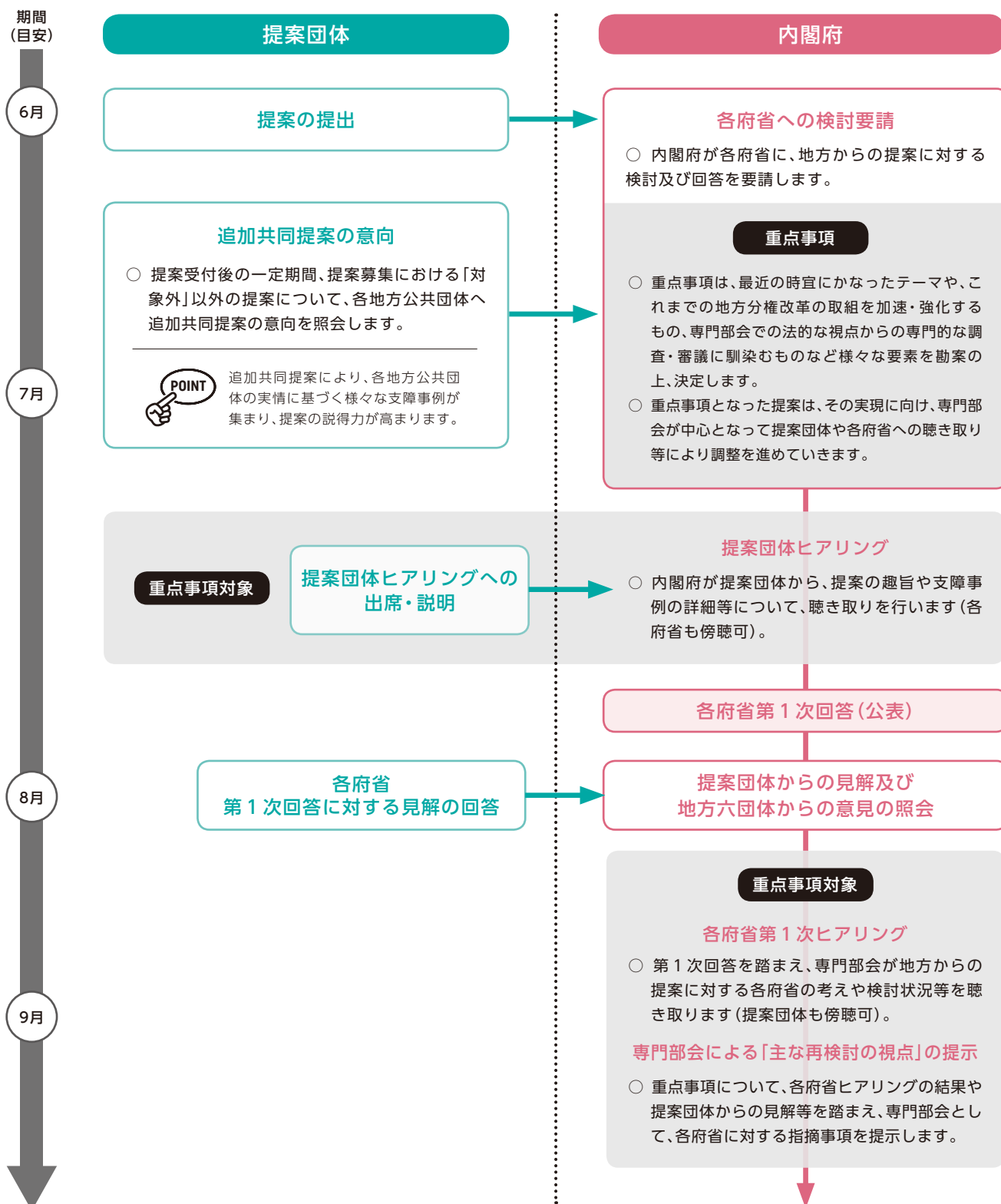


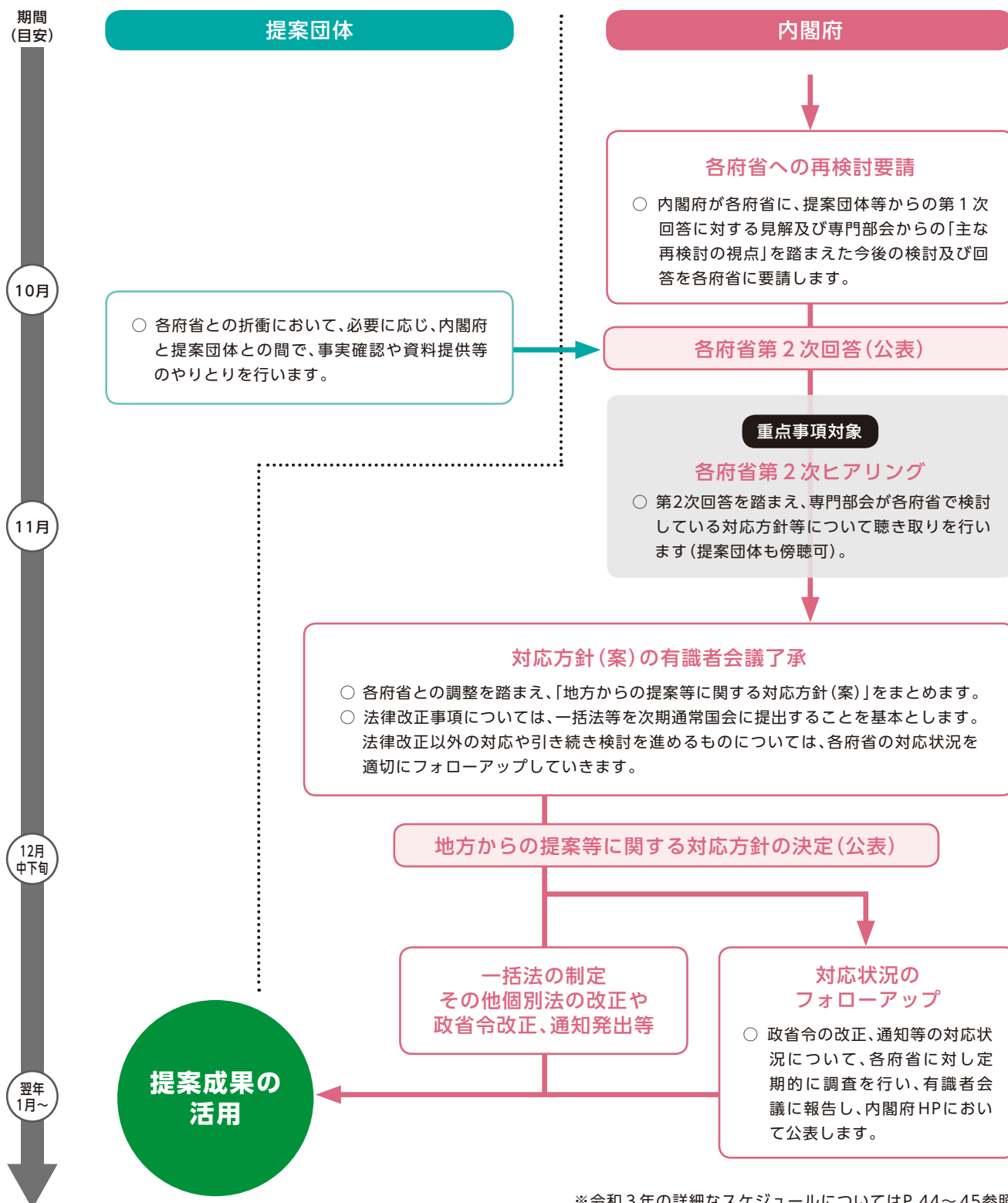
4

提案の提出から実現に至るまでの手続

地方から受け付けた提案は、地方分権改革有識者会議及び専門部会に諮られ、提案の実現に向けて提案団体や各府省との調整が重ねられます。

年末には、最終的な調整結果を踏まえ、「地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、これを受けて、一括法の制定その他個別法の改正や政省令改正、通知発出等の取組が各府省において進められます。





※令和3年の詳細なスケジュールについてはP.44～45参照

5

提案募集方式に関する資料

① 地方分権改革に関する提案募集の実施方針

(平成26年4月30日 地方分権改革推進本部決定)

(1) 趣旨

これまで地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告(以下「委員会勧告」という。)に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、3次にわたる一括法等により着実に推進し、進展をみている。

これに加え、第4次一括法案(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(平成26年閣法第66号))及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)により、委員会勧告事項については、一通り検討したこととなる。

このような成果を基盤とし、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き地方分権改革を着実に推進していく必要がある。

このため、新たな局面を迎える地方分権改革においては、従来からの課題への取組に加え、委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組を推進する。具体的には、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う(以下このような改革推進の方式を「提案募集方式」という。)

(2) 提案の対象

提案募集方式における提案の対象は、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。以下同じ。)に係る事項とする。

具体的な取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 全国的な制度改革に係る提案について対象とする。その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲(手挙げ方式)とする提案等についても対象とする。
- (2) 委員会勧告では対象としていない事項に係る提案についても対象とする。
- (3) 現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とする。
- (4) 地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に関連する提案についても対象とする。

(3) 提案主体

提案主体は、以下のとおりとする。

- (1) 都道府県及び市町村(特別区を含む。)
- (2) 一部事務組合及び広域連合
- (3) 全国的連合組織(地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。以下同じ。)
- (4) 地方公共団体を構成員とする組織(上記(3)を除く。)

内閣府は、提案主体が提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、提案主体に対して、提案主体の内部部局又は提案主体を構成する地方公共団体から幅広く意見を集約するとともに、関係団体等からの意見を提案に反映するよう求める。

(4) 募集の方法及び時期

提案は、内閣府において受け付ける。

内閣府は、募集に向けて、提案募集方式の周知及び説明を行うとともに、提案に向けた相談に応じる。

また、内閣府は、募集に当たり、提案主体に対して、制度改革による効果や現行制度の具体的な支障事例など、制度改革の必要性等を示して提案するよう求める。

募集は、毎年少なくとも1回実施する。募集の時期については、法制上の措置等を円滑に講じることができるよう適切に設定するとともに、募集の期間については、提案主体が十分な検討を行うことができるよう配慮する。

(5) 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて政府の関係行政機関（以下「関係府省」という。）と調整を行う。その過程において、提案に対する関係府省の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等を重ねる。その際、全国的連合組織からも意見を聴取する。

また、特に重要と考えられる提案については、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）の下で開催する地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）又は有識者会議専門部会において、集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を進める。

以上を踏まえ、提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行う。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出する。

(6) 提案に関する調整過程の公表

提案の内容、提案に対する関係府省の回答及び当該回答に対する提案主体の見解等並びに最終的な調整結果については、内閣府のホームページに掲載する。

また、内閣府は、実現しなかった提案について、次年以降の提案及び検討の参考とするため、当該提案に関する提案主体及び関係府省の意見等を公表する。

(7) 制度改革に係る情報発信

内閣府及び関係府省は、提案を受けて措置した制度改革について、地方公共団体等に対して周知を行い、広くその活用が図られるように努める。

また、内閣府は、国民が制度改革に係る成果を実感できるようにするため、広く情報発信を行う。

② 令和3年の提案募集に係るスケジュール

	2月			3月			4月			5月			6月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
提案団体			2 / 25～5 / 14 事前相談												
			2 / 25～6 / 8 募集受付											6 / 10～6 / 24 追加共同提案の意向 及び支障事例等の 補強に関する照会	
関係府省															
推進本部、有識者会議、専門部会等		2 / 24 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議 (令和3年の提案募集方式)													

7月			8月			9月			10月			11月			12月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
		7/28 関係府省からの第一次回答公表	7/28～8/20 提案団体・地方六団体への意見照会						10/1 関係府省からの第一次回答公表								
7/5～7/16 関係府省への検討要請						9/6～9/17 関係府省への再検討要請			関係府省折衝								
7/2 (重点事項の決定等)	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議		8/3～6 (重点事項について関係府省から集中ヒアリング)	提案募集検討専門部会		9/1 提案募集検討専門部会(地方三団体からヒアリング)	9/3 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議 (関係府省からの第一次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等)		10/5・8・12・14・15 (重点事項について関係府省から集中ヒアリング)	提案募集検討専門部会		11/12 (対応方針案了承)	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議				12/21 地方分権改革推進本部 閣議(対応方針決定)

③ 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

(令和3年12月21日 閣議決定)

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う

令和3年の地方からの提案等に関する主な対応

1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの

計画策定に関するもの

- ① 農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化
- ② 下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化
- ③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し
- ④ 地籍調査事業計画の変更手続の廃止
- ⑤ 地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化
- ⑥ 異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
 - 地方版消費者基本計画／都道府県消費者教育推進計画等
 - 脱炭素社会実現に係る各計画
 - 鳥獣管理に係る各計画

- ⑦ 指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき包括的な記載を可能とする見直し
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する見直し
- ⑨ 国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し
- ⑩ 小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化
- ⑪ 埋蔵文化財の試掘調査における農地の一時転用許可を不要とする見直し
- ⑫ 地域公共交通に係る各協議会等の開催等の柔軟化

2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの

- ⑬ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大
(地籍調査、管理不全空家、水道法に基づく事務)
- ⑭ 医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出のオンライン化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し
- ⑮ 障害児入所給付費の支給事務等におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大(療育手帳関係)

3. その他

- ⑯ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲
- ⑰ 認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し
- ⑱ 保育所等の居室面積基準に係る特例期限の延長
- ⑲ 農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件に係る例外措置の見直し
- ⑳ 児童扶養手当の受給資格要件の明確化

④ 地方分権改革の推進体制（令和3年12月時点）

【閣僚レベルの政策検討・決定】

本部長	内閣総理大臣	【事務局】 内閣府地方分権改革推進室
副本部長	内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）	
本部員	その他全閣僚	

【有識者による調査審議】

地方分権改革有識者会議 地方分権改革担当大臣の下で開催

座長	神野 直彦（東京大学名誉教授）
座長代理	小早川 光郎 （（公財）後藤安田記念東京都市研究所理事長） （東京大学名誉教授）
議員	市川 晃 （住友林業株式会社 代表取締役社長） （経済同友会 持続可能な地域経営のあり方委員会委員長）
	後藤 春彦（早稲田大学大学院教授）
	木野 隆之（岐阜県輪之内町長）
	勢一 智子（西南学院大学法学部教授）
	谷口 尚子（慶應義塾大学大学院教授）
	湯崎 英彦（広島県知事）
	三木 正夫（長野県須坂市長）

提案募集検討専門部会 地方分権改革有識者会議の下で開催

部会長	高橋 滋（法政大学法学部教授）
部会長代理	大橋 洋一（学習院大学法科大学院教授）
構成員	磯部 哲（慶應義塾大学法科大学院教授）
	伊藤 正次（東京都立大学大学院法学政治学研究科教授）
	小早川 光郎 （（公財）後藤安田記念東京都市研究所理事長） （東京大学名誉教授）
	勢一 智子（西南学院大学法学部教授）
	野村 武司（東京経済大学現代法学部教授）

計画策定等に関するワーキンググループ

座長	勢一 智子（西南学院大学法学部教授）
構成員	足立 泰美（甲南大学教授）
	磯部 哲（慶應義塾大学法科大学院教授）
	大橋 真由美（上智大学教授）
	金崎 健太郎（武庫川女子大学教授）
	原田 大樹（京都大学教授）

雇用対策部会	地域交通部会	農地・農村部会
--------	--------	---------

6

提案募集方式に関するFAQ（よくあるご質問）

Q1 共同提案と追加共同提案はどう異なるのでしょうか。

A

「共同提案」とは複数の地方公共団体等がそれぞれの首長の了解の下、対等な立場で提案するものです。提案募集方式では、「全国的な制度改革に係る提案」を募集の対象としているため、制度改革等を行うことにより幅広い地方公共団体等にとって役立つことを示す上では、複数の団体で行う「共同提案」を行っていただくことが効果的です。複数の団体から支障事例や制度改革による効果が示されることで、各府省と調整を行う際にも、行政サービスの現場の様々な実情を踏まえた建設的な議論を行うことができ、地方にとってより実効性のある制度改革等につなげることが期待できます。

一方、「追加共同提案」とは、それぞれの団体が提案の形成に関わる「共同提案」とは異なり、既に提出された提案に対し、賛同する団体が追加共同提案団体として名を連ね、支障事例等を寄せるものです。これにより、他の団体が行った提案の実現を後押しすることができます。

Q2 追加共同提案団体は、提案団体と扱いが異なるのでしょうか。

A

追加共同提案団体とは、受け付けられた提案（提案募集の対象外のものは除く。）について、提案団体と同様の支障事例が生じているまたは同様に制度改革の必要性を認める地方公共団体等が、提案の趣旨に賛同の上、参画するものです。

したがって追加共同提案団体は「提案団体」や「共同提案団体」とは異なりますが、各種資料において追加共同提案団体となった団体名や寄せていただいた支障事例は公表します。多くの団体から幅広い支障事例が寄せられることは、各府省の真摯な検討を促す原動力となります。

Q3 過去に「対応不可」になった案件でも再度提案ができますか。

A

過去に調整の対象とならなかった案件（→P.38）や、各府省と調整を行ったものの実現できなかった案件（→P.37）であっても、前回提案時と比べて

- 支障事例や制度改革による効果を具体的に示すこと
- 提案を検討する前提となる情勢に変化があったことを示すこと

等により、検討・調整の対象となる可能性があります。

ただし、事前相談の時点でこれらが全て整っている必要はありません。内閣府とのやりとりを通して提案の内容をブラッシュアップする中で、検討・調整の対象とすることができる可能性がありますので、早めの事前相談をお願いします。

Q4

支障事例の記載がなくても、検討の対象としてもらえないでしょうか。

A

支障事例は、提案に説得力を持たせ、実現可能性を高めるために必要です。すなわち、地域で起こっている具体的な問題の事例・データや、制度見直しによる効果などを具体的に記載いただくことで、各府省において実効的な検討が可能となり、提案実現の後押しとなります。

ただし、現在はまだ支障となっていないものの、「今後起こりうる問題の防止や、新事業の実施に必要な規制緩和等」については、想定される支障や効果を記載いただくことで検討・調整の対象となる可能性があります(→Q5も参照)。

また、支障事例は、事前相談を始める時点から完全なものとなっている必要はありません。提案団体がお持ちの問題意識に沿った形で各府省の検討を促せるよう、事前相談を通じてブラッシュアップしますので、内閣府への早めのご相談をお願いします。

Q5

現在起きている問題の解決ではなく、生産性向上や効率化等のメリットが大きいために見直しを行うような提案についても対象となりますか？

A

現在起きている問題の解決だけでなく、「今後起こりうる問題の防止や、新事業の実施に必要な規制緩和等」が必要である場合も、想定される支障や効果を記載いただくことで検討・調整の対象となり得ます(→Q4も参照)。

Q6

権限移譲または地方に対する規制緩和に当たらない提案とはどのようなものでしょうか。

A

国が直接執行する事業の運用改善(例：国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和)や、地方公共団体と私人が同一に取り扱われる規制(官民共通規制)の見直しを求める提案(例：再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮)等、権限移譲や地方公共団体の事務処理またはその方法の義務付け・枠付けに関する提案ではないものは対象外となります。

ただし、国が直接執行する事業に関する提案でも地方の関与を強めるものや、官民共通規制の見直しを求める提案でも合理的な理由で地方公共団体について私人と異なる取扱いを求めるもの等、内容によって対象となる場合があるので内閣府にご相談ください。

Q7

地方債に関する提案は対象となりますか。

A

地方債の充当対象の拡大や充当率の引上げなどの地方財政措置に関する提案は、権限移譲や地方に対する規制緩和にあたらないため、対象外となります。ただし、事務手続に関するものは対象となる場合もあるので内閣府にご相談ください。

Q8

税財源に関する提案については、提案募集の対象とならないのでしょうか。

A

税財源配分や税制改正等の財源措置は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であり、税制調査会や、国と地方の協議の場等において議論されているところです。したがって、地方の多様性を活かして個別の制度改正の提案を検討する提案募集方式にはなじまないものと考えられ、基本的に対象外ですが、地方公共団体の税に関する事務手続に関するもの等、権限移譲または地方に対する規制緩和に該当すると考えられる提案については対象となります。

Q9

補助金等に関する提案はどのように扱われますか。

A

提案の募集要項においては、これまでの地方分権における国庫補助負担金を巡る議論等を踏まえ、補助金等の要綱等による義務付け・枠付けの見直しを求めるもの、具体的には各種補助条件の見直しを求めるものや書類の簡素化を求めるもの等を提案募集方式による検討の対象としています。

一方で、補助率の引上げ、採択基準の引下げ、補助金の廃止による一般財源化等を求める提案は「権限移譲」・「規制緩和」に当たらないものと考えられ、検討の対象となりません。

また、規制緩和に当たる要素があるものの、予算の増額につながる提案については、地方分権の視点のみから議論を行うことができないため、内閣府と関係府省との間で調整を行うのではなく、主に予算編成過程で議論することとされます。

Q10

当団体では、庁内で提案募集方式が浸透していません。内閣府はどのようなサポートを行っているのですか。

A

内閣府では、地方公共団体をはじめ、地域の課題解決に向けて取り組む皆様に対して、提案募集方式をより深く知っていただくために研修講師派遣を行っています。研修では、座学形式だけでなく、参加者自身が検討していただくグループワーク形式など、ご要望に応じてオーダーメイドで行っています（→P.28）。ぜひお気軽にご相談ください。また、提案検討を後押しするための支援ツールもご用意しておりますのでご活用ください（→P.24～27）。



フォローアップについて



対応方針に記載された案件のうち、「必要な措置を講ずる。」や「～について検討し、〇〇年までに結論を得る。」などとされた、措置・検討事項が残る案件については、定期的に、これまでの措置・検討状況、今後の予定等について、関係府省から報告を受け、フォローアップを実施しています。

法令改正の場合は、成立・公布まで、通知等の場合は、通知発出までフォローアップを継続します。

検討事項が残る案件のうち、当該年（度）に検討期限を迎えるものなどについては、地方分権改革有識者会議に進捗を報告したり、特に議論を深める必要のあるものについては、重点事項とし、地方分権改革有識者会議や提案募集検討専門部会で議論を行うなど、提案の実現が確実に図られるようにフォローアップを行っています。

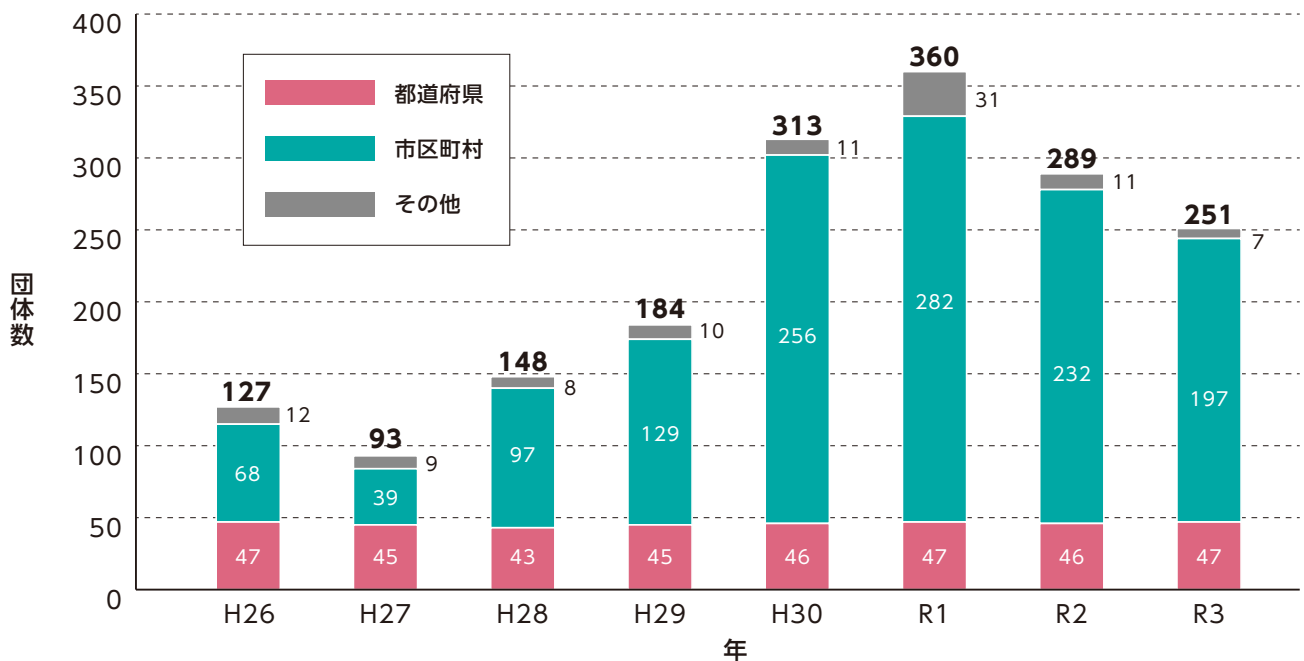
フォローアップの状況については、内閣府HP (<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>) において公表しています。また、フォローアップを終了した案件を含め、提案により措置がなされた場合は、通知文等の資料をHPに掲載するとともに、地方公共団体に対しても、その内容等を直接お知らせしております。



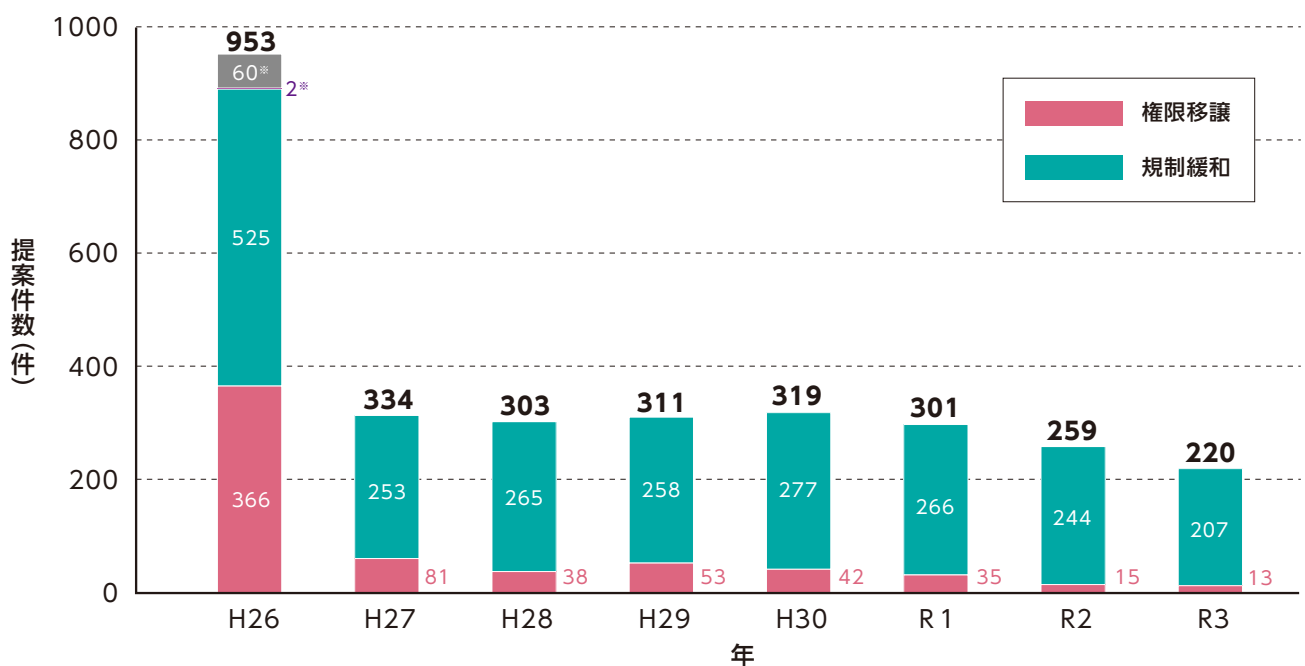
地方分権改革・提案募集方式に関するこれまでの実績

平成26年に提案募集方式が導入されて以来、地方公共団体等から3,000件以上の提案を受け付けています。これまで、各府省に検討要請を行ったもののうち、約8割の提案が実現・対応に至っています。

1. 提案団体数、提案の主体



2. 提案件数、提案の区分



※平成26年は、「関連する見直し」2件、「対象外」60件を別計上している。平成27年度以降の件数は、「対象外」を含む。

3. 提案の分野

	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
土 地 利 用 (農 地 除 く)	95	10%	22	7%	24	8%	14	5%	20	6%	14	5%	5	2%	15	7%
農 業 ・ 農 地	147	15%	39	12%	28	9%	28	9%	23	7%	13	4%	26	10%	18	8%
医 療 ・ 福 祉	202	21%	85	25%	93	31%	115	37%	106	33%	99	33%	90	35%	62	28%
雇 用 ・ 労 働	43	5%	7	2%	1	0%	3	1%	3	1%	4	1%	2	1%	3	1%
教 育 ・ 文 化	46	5%	29	9%	17	6%	20	6%	16	5%	21	7%	18	7%	13	6%
環 境 ・ 衛 生	80	8%	29	9%	19	6%	15	5%	28	9%	17	6%	18	7%	29	13%
産 業 振 興	109	11%	26	8%	23	8%	9	3%	12	4%	9	3%	7	3%	6	3%
消 防 ・ 防 災 ・ 安 全	20	2%	18	5%	16	5%	14	5%	24	8%	20	7%	10	4%	7	3%
土 木 ・ 建 築	88	9%	21	6%	20	7%	25	8%	15	5%	18	6%	23	9%	10	5%
運 輸 ・ 交 通	40	4%	11	3%	13	4%	19	6%	15	5%	12	4%	1	0%	3	1%
そ の 他	83	9%	47	14%	49	16%	49	16%	57	18%	74	25%	59	23%	54	25%
合 計	953		334		303		311		319		301		259		220	

4. 対応状況

(件数)

年	提案件数	関係省庁と調整を行ったもの					実現・対応 の割合 c/e
		提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できな かったもの d	合計 e=c+d	
平成26年	953	263	78	341	194	535	63.7%
平成27年	334	124	42	166	62	228	72.8%
平成28年	303	116	34	150	46	196	76.5%
平成29年	311	157	29	186	21	207	89.9%
平成30年	319	145	23	168	20	188	89.4%
令和元年	301	140	20	160	18	178	89.9%
令和2年	259	142	15	157	11	168	93.5%
令和3年	220	145	2	147	13	160	91.9%
計	3,000	1,232	243	1,475	385	1,860	79.3%

※合計は、関係府省における予算編成過程での検討を求めるもの等を除く、内閣府と関係府省との間で調整を行った提案に係る件数

5. 都道府県・市区町村別の提案数

平成26年～令和3年 地方公共団体からの提案状況(提案団体類型別)

<各年度ベース>

年度 団体	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
都道府県 (47団体)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	43 (91.5%)	45 (95.7%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)
政令指定都市 (20団体)	13 (65.0%)	9 (45.0%)	9 (45.0%)	10 (50.0%)	13 (65.0%)	12 (60.0%)	18 (90.0%)	19 (95.0%)
中核市 (60団体 [※])	9 (15.0%)	7 (11.7%)	11 (18.3%)	12 (20.0%)	18 (30.0%)	25 (41.7%)	20 (33.3%)	24 (40.0%)
一般市 (712団体)	41 (5.8%)	18 (2.5%)	36 (5.1%)	54 (7.6%)	130 (18.3%)	126 (17.7%)	108 (15.2%)	75 (10.5%)
特別区 (23団体)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)
町村 (926団体 [※])	5 (0.5%)	5 (0.5%)	18 (2.0%)	30 (3.2%)	72 (7.8%)	96 (10.4%)	63 (6.8%)	56 (6.0%)
市区町村計 (1,741団体)	68 (3.9%)	39 (2.2%)	97 (5.6%)	129 (7.4%)	256 (14.7%)	282 (16.2%)	232 (13.3%)	197 (11.3%)

<累計ベース>

年度 団体	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
都道府県 (47団体)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)
政令指定都市 (20団体)	13 (65.0%)	14 (70.0%)	14 (70.0%)	15 (75.0%)	16 (80.0%)	16 (80.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)
中核市 (60団体 [※])	9 (15.0%)	13 (21.7%)	17 (28.3%)	19 (31.7%)	31 (51.7%)	38 (63.3%)	44 (73.3%)	47 (78.3%)
一般市 (712団体)	41 (5.8%)	51 (7.1%)	77 (10.8%)	113 (15.8%)	200 (28.1%)	254 (35.7%)	292 (41.1%)	312 (43.8%)
特別区 (23団体)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)
町村 (926団体 [※])	5 (0.5%)	10 (1.1%)	27 (2.9%)	53 (5.7%)	99 (10.7%)	167 (18.0%)	200 (21.6%)	222 (24.0%)
市区町村計 (1,741団体)	68 (3.9%)	88 (5.0%)	158 (9.0%)	223 (12.8%)	369 (21.2%)	498 (28.6%)	578 (33.2%)	624 (35.8%)

※ 団体数は令和2年4月現在。平成27年以前の一般市には特例市を含む。平成28年から九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・特別区にそれぞれ計上。

平成26年～令和3年 都道府県別の提案実績のある市区町村割合

都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を 行った市区町村数 ②	提案割合 ②/①	都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を 行った市区町村数 ②	提案割合 ②/①
北海道	179	16	8.9%	滋賀県	19	5	26.3%
青森県	40	34	85.0%	京都府	26	23	88.5%
岩手県	33	27	81.8%	大阪府	43	15	34.9%
宮城県	35	3	8.6%	兵庫県	41	31	75.6%
秋田県	25	20	80.0%	奈良県	39	4	10.3%
山形県	35	25	71.4%	和歌山県	30	10	33.3%
福島県	59	22	37.3%	鳥取県	19	4	21.1%
茨城県	44	24	54.5%	島根県	19	4	21.1%
栃木県	25	7	28.0%	岡山県	27	5	18.5%
群馬県	35	28	80.0%	広島県	23	6	26.1%
埼玉県	63	48	76.2%	山口県	19	4	21.1%
千葉県	54	13	24.1%	徳島県	24	2	8.3%
東京都	62	27	43.5%	香川県	17	3	17.6%
神奈川県	33	26	78.8%	愛媛県	20	20	100.0%
新潟県	30	11	36.7%	高知県	34	7	20.6%
富山県	15	5	33.3%	福岡県	60	8	13.3%
石川県	19	10	52.6%	佐賀県	20	1	5.0%
福井県	17	2	11.8%	長崎県	21	3	14.3%
山梨県	27	14	51.9%	熊本県	45	5	11.1%
長野県	77	15	19.5%	大分県	18	18	100.0%
岐阜県	42	8	19.0%	宮崎県	26	2	7.6%
静岡県	35	31	88.6%	鹿児島県	43	4	9.3%
愛知県	54	13	24.1%	沖縄県	41	6	14.6%
三重県	29	5	17.2%	合計	1,741	624	35.8%

※ 特別区長会の構成団体(23区)は、市区町村数に計上

6. 都道府県別の提案団体数と提案数

平成26年～令和3年 都道府県別の提案団体数

都道府県名	提案団体数															
	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	1	3	0	2	0	3	1	0	0	1	1	6	0	2	1	5
青森県	1	0	0	0	1	0	1	1	1	6	1	33	1	1	1	1
岩手県	1	2	1	0	1	0	1	4	1	18	1	12	1	5	1	10
宮城県	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
秋田県	1	0	1	0	1	1	1	0	1	13	1	11	1	11	1	12
山形県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	15	1	17	1	21
福島県	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21	1	0	1	1
茨城県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	1	0	1	0	1	1
栃木県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	5
群馬県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	0	1	17	1	25
埼玉県	1	3	1	1	1	3	1	1	1	13	1	33	1	38	1	6
千葉県	1	4	1	2	1	1	1	3	1	5	1	3	1	3	1	1
東京都	1	3	1	1	1	26	0	25	1	24	1	24	1	24	1	24
神奈川県	1	3	1	4	1	5	1	2	1	22	1	16	1	10	1	6
新潟県	1	5	1	1	1	2	1	3	1	3	1	2	1	1	1	1
富山県	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	3	1	2
石川県	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	8	1	2
福井県	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨県	1	0	1	0	1	2	1	14	1	14	1	0	1	3	1	0
長野県	1	2	1	0	1	0	1	2	1	1	1	0	1	13	1	2
岐阜県	1	1	1	3	1	2	1	3	1	1	1	2	1	0	1	0
静岡県	1	2	1	0	1	1	1	3	1	18	1	26	1	5	1	2
愛知県	1	3	1	2	1	1	1	5	1	2	1	2	1	8	1	7
三重県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	2	1	0	1	0	1	3
滋賀県	1	2	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0
京都府	1	4	1	1	1	1	1	3	1	23	1	2	1	2	1	1
大阪府	1	3	1	2	1	4	1	4	1	8	1	6	1	5	1	6
兵庫県	1	2	1	2	1	7	1	6	1	14	1	6	1	14	1	15
奈良県	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1	1	2	1	1
和歌山県	1	2	1	0	1	0	1	9	1	0	1	0	1	0	1	0
鳥取県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	2	1	3	1	0	1	0
島根県	1	0	1	1	1	0	1	2	1	0	1	1	1	2	1	0
岡山県	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
広島県	1	3	1	0	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1	1	3
山口県	1	2	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0
徳島県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0
香川県	1	1	1	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	1	1	0
愛媛県	1	2	1	2	1	20	1	4	1	19	1	19	1	20	1	18
高知県	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	6	1	0	1	1
福岡県	1	0	1	1	1	0	1	3	1	0	1	0	1	4	1	3
佐賀県	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
長崎県	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	2
熊本県	1	2	1	2	1	0	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1
大分県	1	2	1	1	1	2	1	18	1	5	1	18	1	2	1	1
宮崎県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	2
鹿児島県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	3	1	1	1	1	1	0
沖縄県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	3	1	1	1	0	1	2
合計	47	68	45	39	43	97	45	129	46	256	47	282	46	232	47	197

※平成28年から九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・市区にそれぞれ計上。

平成26年～令和3年 都道府県別の提案数

都道府県名	提案団体数															
	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	2	3	0	4	0	4	1	0	0	1	1	11	0	2	1	7
青森県	2	0	0	0	1	0	2	1	4	10	7	45	2	2	3	1
岩手県	4	3	1	0	3	0	3	6	2	21	8	51	6	19	6	14
宮城県	4	3	4	0	9	1	17	1	6	0	8	1	11	0	14	2
秋田県	4	0	2	0	2	1	2	0	9	64	13	51	11	38	4	12
山形県	3	0	2	0	0	0	3	0	2	0	3	36	1	17	1	21
福島県	9	3	2	1	5	2	2	2	11	2	5	34	15	0	20	3
茨城県	3	1	3	1	3	1	1	2	8	24	8	0	11	0	9	2
栃木県	2	2	8	3	13	2	3	1	12	0	9	0	20	2	6	8
群馬県	6	0	3	0	3	0	3	0	13	1	7	0	15	53	8	68
埼玉県	78	16	11	4	8	4	7	2	9	48	9	57	9	43	9	19
千葉県	2	4	1	4	3	2	4	5	8	6	5	4	8	4	2	2
東京都	2	8	2	2	2	7	0	50	2	95	1	71	1	169	2	29
神奈川県	135	23	8	13	2	8	3	5	13	37	12	50	8	24	3	19
新潟県	7	18	10	2	3	7	3	5	13	3	5	4	16	1	8	1
富山県	2	4	9	2	4	2	2	1	1	2	1	1	1	5	1	2
石川県	3	3	2	0	1	0	1	1	1	1	2	0	2	8	2	3
福井県	6	1	4	4	1	0	0	1	2	1	1	3	1	1	2	4
山梨県	6	0	2	0	2	2	1	28	7	42	4	0	9	3	1	0
長野県	7	4	4	0	4	0	5	2	8	1	6	0	8	13	12	2
岐阜県	7	3	3	12	5	5	2	6	4	3	2	3	3	0	4	0
静岡県	6	8	1	0	4	1	2	3	1	25	2	37	6	7	3	6
愛知県	41	17	10	6	6	4	5	8	5	3	7	8	4	15	4	15
三重県	11	0	4	0	5	0	5	0	6	2	5	0	6	0	5	3
滋賀県	3	5	60	3	69	0	57	1	20	0	21	1	11	1	16	0
京都府	59	7	62	20	43	33	83	69	30	51	23	15	9	21	14	13
大阪府	85	8	54	6	46	32	43	70	26	31	22	45	14	22	10	25
兵庫県	110	8	100	2	83	14	101	34	45	39	29	40	22	50	24	41
奈良県	6	0	3	0	2	1	6	0	4	0	4	1	2	2	1	1
和歌山県	39	2	80	0	72	0	95	9	36	0	27	0	17	0	21	0
鳥取県	69	0	77	0	77	0	77	0	51	2	28	7	21	0	18	0
島根県	1	0	2	1	2	0	2	4	1	0	4	4	6	2	1	0
岡山県	11	7	2	3	6	3	3	1	4	1	6	3	3	2	6	4
広島県	26	8	7	0	15	13	16	8	13	6	10	8	12	4	7	14
山口県	4	8	4	1	5	0	5	0	1	1	1	1	1	0	3	0
徳島県	105	0	99	0	59	0	86	0	40	1	32	1	19	0	27	0
香川県	3	2	16	1	1	2	2	0	1	1	7	0	8	2	5	0
愛媛県	22	10	17	4	6	120	4	6	11	83	10	75	11	99	12	75
高知県	2	0	12	0	1	1	2	0	9	0	9	6	22	0	9	2
福岡県	4	0	0	1	0	0	17	3	14	0	14	0	14	4	8	4
佐賀県	8	2	2	0	0	0	17	0	14	0	14	0	13	0	8	0
長崎県	49	0	12	0	0	1	17	3	14	1	14	0	13	2	8	3
熊本県	14	3	0	2	2	0	17	6	14	9	14	8	13	10	9	6
大分県	9	7	0	1	0	4	18	35	14	5	14	101	13	2	8	1
宮崎県	5	0	0	0	1	0	18	0	14	1	14	1	13	4	8	2
鹿児島県	7	0	0	0	0	0	17	0	14	3	14	1	13	1	8	0
沖縄県	7	0	0	0	0	0	17	0	14	3	14	1	15	0	8	2
合計	1,000	201	705	103	579	277	797	379	551	630	476	786	459	654	369	436

※各年の提案件数の合計は、共同提案について、提案団体ごとに集計。

7. これまで提案のあった市区町村一覧 (624団体／平成26年～令和3年)

(赤字は令和3年に初めて提案した団体(46団体))

<北海道>	岩手町	白河市	甘楽町	鎌ケ谷市	村上市	浜松市	京丹後市	御坊市	香美市
札幌市	紫波町	須賀川市	長野原町	袖ヶ浦市	燕市	沼津市	木津川市	田辺市	大豊町
函館市	矢巾町	喜多方市	草津町	南房総市	妙高市	熱海市	大山崎町	紀の川市	佐川町
旭川市	西和賀町	二本松市	高山村	山武市	上越市	三島市	久御山町	岩出市	梶原町
釧路市	平泉町	南相馬市	東吾妻町	いすみ市	魚沼市	富士宮市	井手町	かつらぎ町	<福岡県>
苫小牧市	住田町	本宮市	川場村	酒々井町	聖籠町	伊東市	宇治田原町	九度山町	北九州市
芦別市	大槌町	川俣町	昭和村	栄町	<富山県>	島田市	笠置町	湯浅町	福岡市
恵庭市	岩泉町	大玉村	みなかみ町	<東京都>	富山市	富士市	和束町	有田川町	直方市
北広島市	田野畑村	鏡石町	玉村町	千代田区	高岡市	磐田市	南山城村	<鳥取県>	田川市
当別町	軽米町	天栄町	明和町	中央区	焼津市	滑川市	京丹波町	鳥取市	小都市
新篠津村	洋野町	南会津町	千代田町	港区	南砺市	掛川市	伊根町	米子市	太宰府市
今金町	一戸町	猪苗代町	邑楽町	新宿区	立山町	藤枝市	与謝野町	北栄町	岡垣町
島牧村	<宮城県>	玉川村	<埼玉県>	文京区	<石川県>	御殿場市	<大阪府>	江府町	添田町
厚真町	仙台市	平田村	さいたま市	台東区	金沢市	袋井市	大阪市	<島根県>	<佐賀県>
安平町	東松島市	浅川町	川越市	墨田区	七尾市	下田市	松江市	出雲市	佐賀市
むかわ町	川崎町	三春町	川口市	江東区	加賀市	裾野市	岸和田市	大田市	<長崎県>
標津町	<秋田県>	小野町	行田市	品川区	白山市	湖西市	豊中市	雲南市	長崎市
<青森県>	横手市	広野町	秩父市	目黒区	野々市市	伊豆市	池田市	<岡山県>	佐世保市
青森市	大館市	<茨城県>	所沢市	大田区	川北町	菊川市	守口市	岡山市	大村市
弘前市	男鹿市	水戸市	加須市	世田谷区	津幡町	牧之原市	茨木市	倉敷市	<熊本県>
黒石市	湯沢市	日立市	本庄市	渋谷区	内灘町	東伊豆町	八尾市	玉野市	熊本市
八戸市	鹿角市	土浦市	東松山市	杉並区	志賀町	河津町	富田林市	新見市	山鹿市
五所川原市	由利本荘市	古河市	春日部市	豊島区	中能登町	南伊豆町	寝屋川市	瀬戸内市	長洲町
三沢市	潟上市	結城市	狭山市	北区	<福井県>	松崎町	松原市	<広島県>	山都町
むつ市	大仙市	龍ヶ崎町	羽生市	荒川区	福井市	西伊豆町	箕面市	広島市	<大分県>
つがる市	北秋田市	下妻市	鴻巣市	板橋区	大野市	清水町	高石市	呉市	大分市
平川市	仙北市	常総市	深谷市	練馬区	<山梨県>	長泉町	東大阪市	三原市	別府市
平内町	小坂町	常陸太田市	上尾市	足立区	市川三郷町	小山町	熊取町	熊取町	中津市
今別町	上小阿仁村	笠間市	草加市	葛飾区	早川町	吉田町	<兵庫県>	東広島市	日田市
蓬田村	藤里町	取手市	越谷市	江戸川区	身延町	森町	神戸市	安芸高田市	佐伯市
鎌ヶ沢町	三穂町	久米市	戸田市	八王子市	南部町	<愛知県>	姫路市	海田町	臼杵市
深浦町	五城目町	つくば市	入間市	三鷹市	富士川町	名古屋市	尼崎市	<山口県>	津久見市
西目屋村	井川町	鹿嶋市	朝霞市	青梅市	昭和町	豊橋市	明石市	下関市	竹田市
藤崎町	大潟村	守谷市	志木市	狛江市	道志村	一宮市	西宮市	宇部市	豊後高田市
大鐔町	美郷町	那珂市	和光市	横濱市	西桂町	半田市	洲本市	萩市	杵築市
田舎館村	羽後町	筑西市	新座市	<神奈川県>	忍野村	春日井市	伊丹市	山陽小野田市	宇佐市
板柳町	東成瀬村	坂東市	桶川市	横浜市	山中湖村	豊川市	豊岡市	<徳島県>	豊後大野市
中泊町	<山形県>	かすみぐうら市	北本市	川崎市	鳴沢村	豊田市	加古川市	徳島市	由布市
野辺地町	山形市	行方市	富士見市	相模原市	富士河口湖町	安城市	西脇市	美波町	国東市
七戸町	米沢市	つくばみらい市	三郷市	横須賀市	小菅村	蒲郡市	宝塚市	<香川県>	高松市
六戸町	鶴岡市	小美玉市	蓮田市	平塚市	丹波山村	新城市	三木市	高松市	丸亀市
横浜町	新庄市	茨城町	坂戸市	鎌倉市	<長野県>	大府市	高砂市	川西市	三豊市
東北町	上山市	大洗町	幸手市	藤沢市	飯田市	知多市	川西市	小野市	<愛媛県>
六ヶ所村	村山市	<栃木県>	鶴ヶ島市	小田原市	須坂市	田原市	三田市	松山市	宮崎県
おいらせ町	天童市	宇都宮市	日高市	茅ヶ崎市	中野市	<三重県>	名張市	今治市	宮崎県
東通村	東根市	栃木市	古川市	逗子市	大田市	<三重県>	東員町	宇和島市	八幡浜市
風間浦村	尾花沢市	佐野市	ふじみ野市	秦野市	飯山市	東員町	菰野町	八幡浜市	新居浜市
三戸町	河北町	那須塩原市	白岡市	厚木市	茅野市	朝日町	朝日町	西条市	大洲市
五戸町	西川町	さくら市	伊奈町	大和市	塩尻市	川越町	川越町	加東市	伊予市
南部町	朝日町	那須烏山市	三芳町	伊勢原市	長和町	<滋賀県>	近江八幡市	たつの市	多可町
階上町	大江町	高根沢町	毛呂山町	海老名市	原村	飯網町	草津市	稲美町	播磨町
新郷村	大石田町	<群馬県>	滑川町	座間市	天龍村	山ノ内町	野洲市	神河町	神河町
<岩手県>	最上町	前橋市	小川町	南足柄市	泰阜村	<岐阜県>	高島市	太子町	上郡町
盛岡市	舟形町	高崎市	鳩山町	綾瀬市	豊丘村	岐阜市	東近江市	佐用町	香美町
宮古市	真室川町	桐生市	ときがわ町	寒川町	筑北村	高山市	宇治市	香美町	新温泉町
大船渡市	大蔵村	伊勢崎市	皆野町	中井町	山ノ内町	多治見市	宮津市	新温泉町	<奈良県>
花巻市	高島町	太田市	小鹿野町	松田町	飯綱町	中津川市	亀岡市	野迫川村	<和歌山県>
北上市	川西町	沼田市	美里町	山北町	<岐阜県>	羽島市	城陽市	和歌山県	橋本市
久慈市	白鷹町	館林市	神川町	開成町	岐阜市	瑞穂市	向日市	和歌山県	橋本市
遠野市	飯豊町	渋川市	上里町	箱根町	高山市	本巣市	八幡市	和歌山県	橋本市
一関市	三川町	藤岡市	寄居町	湯河原町	多治見市	静岡県	八幡市	和歌山県	橋本市
陸前高田市	庄内町	富岡市	<千葉県>	愛川町	中津川市	静岡県	八幡市	和歌山県	橋本市
二戸市	遊佐町	安中市	千葉市	<新潟県>	羽島市	静岡県	八幡市	和歌山県	橋本市
八幡平市	<福島県>	みどり市	市川市	新潟市	各務原市	静岡県	八幡市	和歌山県	橋本市
奥州市	福島市	榛東村	船橋市	長岡市	瑞穂市	静岡県	八幡市	和歌山県	橋本市
滝沢市	会津若松市	吉岡町	館山市	三条市	本巣市	静岡県	八幡市	和歌山県	橋本市
磐石町	郡山市	神流町	松戸市	加茂市	静岡県	静岡県	八幡市	和歌山県	橋本市
葛巻町	いわき市	下仁田町	市原市	見附市	静岡県	静岡県	八幡市	和歌山県	橋本市

● 地方分権改革に関する用語

地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、権限移譲や規制緩和を推進することで、国は、本来果たすべき役割を重点的に担うとともに、住民に身近な行政は、できる限り、地方公共団体が担えるようにする取組である。

権限移譲		国から地方公共団体、又は広域自治体(都道府県)から基礎自治体(市町村)に対して事務・権限を移譲させること。
	手挙げ方式	主に国から地方への権限移譲において、全国一律の移譲が難しい場合に、希望する地方公共団体に選択的に移譲すること。
規制緩和		地方公共団体に対して法律等で課されている義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しのこと。
	義務付け・枠付け	地方公共団体に対して、条例による自主的な決定又は補正を認めずに、事務の処理又はその方法(手続、判断基準等)を義務付けること。
	必置規制	国が地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関の設置を義務付けること。
第1次地方分権改革において、国と地方の関係を「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと転換させるために、機関委任事務を廃止したことで、地方公共団体の事務は以下の二つに分類される。		
自治事務		地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの。
法定受託事務		国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。

● 提案募集方式に関する用語

簡易相談	提案を行おうとする地方公共団体等が、事前相談に至る前段階で、電話、メール等で相談内容が対象となるかなどを内閣府に相談すること。受付期間は通年。
事前相談	提案を行おうとする地方公共団体等が、提案事項について事前に内閣府に相談し、提案内容を充実させる取組。提案の前に必ず行うこととしている。首長の了解は不要で、受付期間は例年2月中下旬～5月中旬。
提案	事前相談を経て、地方公共団体等が地方分権改革(権限移譲・規制緩和)に関する提案を行うこと。首長の了解が必要であり、受付期間は例年2月中下旬～6月上旬。

共同提案	複数の地方公共団体等が共同で提案を行うこと。複数の支障事例や制度改革による効果が示されることで、地方にとって実効性のある制度改革等につなげることが期待できる。
追加共同提案	上記の「共同提案」とは別に、提案を受け付けた後に、内閣府が各地方公共団体等に対し提案内容を示し、「追加共同提案」の意向や支障事例等の補強に関する照会を更に行い、提案実現の後押しを行うこと。受付期間は例年6月上旬～6月中下旬。
重点募集テーマ	類似する制度改革等を一括して検討するため、令和2年から設定したもの。重点募集テーマは毎年検討し、2月の地方分権改革有識者会議にて決定される。
地方分権改革有識者会議	地方分権改革の推進を目的として、地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議に資するため、平成25年4月5日に内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定により開催が決定された会議。現在は通常年4回開催し、提案の取扱い等についても審議を行っている。
提案募集 検討専門部会	主に重点事項とされた提案の検討・整理を行うため、地方分権改革有識者会議が開催している専門部会。行政法をはじめとする専門家から構成される。
重点事項	毎年内閣府で受け付けた提案の中で、特に重要と考えられる提案として地方分権改革有識者会議において決定されるもの。時宜にかなったテーマ（例えば、地方創生、デジタル化に資するもの）やこれまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの、専門部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むものなど様々な要素を勘案の上、決定される。重点事項となった提案は、提案募集検討専門部会が中心となって各府省へのヒアリング等を行い、その実現に向け調整を進めていく。
計画策定等に関する ワーキング グループ	地方公共団体に対する一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけのあり方について、地方の自主性及び自立性を高める観点から検討を行うワーキンググループ。
地方からの提案等に関する対応方針	受け付けた提案の対応方針について、内閣府が関係府省と調整を行い、地方分権改革有識者会議の調査審議を経て、例年、年末までに地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うもの。
地方分権一括法	平成26年から導入した提案募集方式における地方公共団体からの提案等を踏まえた「地方からの提案等に関する対応方針」（閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を推進するため、所要の法整備を行うもの。

● 施設・公物管理基準を条例委任する場合の基準分類に関する用語

施設・公物管理基準については、地方分権改革における義務付け・枠付けの見直しにおいて、これまで法令により全国一律に定められていた基準を条例に委任すること等を行っている。

条例へ委任する場合における条例制定の基準については、現行法令では次の3類型がある。

参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる（「参照する行為」は行わなければならない）。
標準	通常よるべき基準。法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、「標準」と異なる内容を定めることができる（「標準」と異なる内容については合理的な理由がなければならない）。
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。

● 法令体系に関する用語

法律	国会の議決を経て制定され、権利の制限、義務を課す等の最も重要な事項が定められている（例：～法、～に関する法律）。
政令	内閣が閣議決定を経て制定する命令であり、法律に基づく具体的な基準や手続、実施方法等が定められている（例：～法施行令）。
府省令	内閣総理大臣（内閣府令の場合）や各省大臣（省令の場合）が制定する命令であり、法律や政令の内容を更に具体化する基準や手続、実施方法等が定められている（例：～法施行規則、～に関する基準）。
告示	内閣総理大臣や各省大臣、委員会や庁の長官が制定し、法令の内容の詳細や基準、分析方法など技術的なルールが定められている。法律、政令、府省令、告示は制定時に官報に掲載される。
通知	特定の相手に対して、一定の事実、処分又は意思を知らせることをさす（例 国→都道府県、都道府県→事業者）。国から地方に対して発せられる文書の形式の名称として用いられる場合は、地方公共団体の事務に関する情報提供や、技術的助言（地方自治法245条の4、地方公務員法59条）をするものである場合が多い。
通達	講学上、上位の機関が下位の機関に対して行う命令又は示達をいい、国の場合は各大臣、各委員会及び各庁の長官が、所管の機関及び職員に対して行うものをいう。
要綱・要領	事務処理を進めていくための行政内部の指針が定められている。上記の「通知」「通達」のいずれの場合もありうる。